

東海地方において地元産の魚類の買取り、受託販売及び加工販売を行っている事業者について、魚類の外部検査費用及び放射能測定器購入費等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

- 1 損害 外部検査費用  
期間 自 平成23年10月31日  
至 平成24年3月26日
- 2 損害 放射能測定器購入費（2台分）  
期間 自 平成23年12月26日  
至 平成24年3月30日
- 3 損害 放射能測定器設置に伴う間仕切り工事費用  
期間 自 平成24年3月27日  
至 平成24年3月27日
- 4 上記損害に対応する弁護士費用

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金8,356,287円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- |         |                        |             |
|---------|------------------------|-------------|
| 1 損害    | （1）外部検査費用              | 金1,100,400円 |
|         | （2）放射能測定器購入費（2台分）      | 金6,362,500円 |
|         | （3）放射能測定器設置に伴う間仕切り工事費用 | 金650,000円   |
| 2 弁護士費用 |                        | 金243,387円   |

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。またその遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

## 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月1日

（仲介委員 石原弘隆）